

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1セメントコンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左
		その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中 1 回／6 ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回／月以上及び産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材－第 1 部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材－第 2 部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材－第 3 部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材－第 4 部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材 H)	○
工事開始前、工事中 1 回／年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中 1 回／月以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1セメントコンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1セメントコンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造 (プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<p>コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前に 1 回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1 / 2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1 試験の測定回数は 3 回とする) 試験の判定は 3 回の測定値の平均値。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50 m³未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50 m³以上の場合は、50 m³ごとに 1 回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) 又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ 1 m 以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅 2.0m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 1 回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 m³～150 m³ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50 m³未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50 m³以上の場合は、50 m³ごとに 1 回の試験を行う。 <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ 1 m 以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅 2.0m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 1 回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 m³～150 m³ごとに 1 回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1 回につき 6 個(σ 7・・・3 個、σ 28・・・3 個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて 1 回につき 3 個(σ 3)を追加で採取する。 		

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<p>・荷卸し時 1 回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 m³～150 m³ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。</p>	<p>・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50 m³未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50 m³以上の場合は、50 m³ごとに 1 回の試験を行う。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ 1 m 以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅 2.0m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	
<p>打設日 1 日につき 2 回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1 回につき原則として 3 個とする。</p>		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1セメントコンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2 mm
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
9 転圧 コンクリート	材 料 (JIS マ ー ク 表 示 さ れ た レ デ ィ ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	そ の 他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。 濃い場合でも圧縮強度 が 90%以上の場合は使 用できる。
			モルタルの圧縮強度に よる砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の 90%以上
			骨材中の粘土塊量の試 験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			骨材中に含まれる密度 1.95g/cm ³ の液体に浮 く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下
			硫酸ナトリウムによる 骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
			ポルトランドセメント の化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
9 転圧 コンクリート	製造 (プラント) (JIS マーク表示されたレ ディミクストコン クリートを使用する 場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモル タル量の偏差率：0.8% 以下 コンクリート内の粗骨 材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率： 7.5%以下 コンクリート内空気量 の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スラ ンプ）の偏差率：15%以 下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモル タル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位 粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3 cm以下
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
改良体 500 本未満は 3 本、500 本以上は 250 本増えるごとに 1 本追加する。試験は 1 本の改良体について、上、中、下それぞれ 1 回、計 3 回とする。ただし、1 本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に 3 回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	ボーリング等により供試体を採取する。	
2 回（午前・午後）／日		
練りませ開始前に試験は 2 回行い、その平均値をフロー値とする。		
<ul style="list-style-type: none"> ・施工数量の 5% かつ 3 本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約 0.1 倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。 	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
<ul style="list-style-type: none"> ・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約 0.1 倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する 1 サイクル方式とする。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1 サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
当初及び土質の変化時。		
補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		
		○
設計図書による。		
500 m ³ につき 1 回の割合で行う。ただし、1,500 m ³ 未満の工事は 1 工事当たり 3 回以上。 1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の最低値で判定を行う。	<p>・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E 法)</p> <p>【一般の橋台背面】 平均 92%以上、かつ最小 90%以上</p> <p>【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均 97%以上、かつ最小 95%以上</p>	

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<p>路体・路床とも、1 日の 1 層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500 m²を標準とし、1 日の施工面積が 2,000 m²以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。1 管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 500 m²未満：5 点 ・ 500 m²以上 1,000 m²未満：10 点 ・ 1,000 m²以上 2,000 m²未満：15 点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大粒径<100 mmの場合に適用する。 ・ 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・ 橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 <p>(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E 法)</p> <p>【一般の橋台背面】 平均 92%以上、かつ最小 90%以上</p> <p>【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均 97%以上、かつ最小 95%以上</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも 1 日の 1 層当たりの施工面積は 1,500 m²を標準とする。また、1 日の施工面積が 2,000 m²以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。 3. 1 日の施工が複数層に及ぶ場合でも 1 管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
16 吹付工	材 料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
16 吹付工	製造 (プラント) (JIS マーク表示されたレ ディミクストコン クリートを使用する 場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水 : ±1%以内 セメント : ±1%以内 骨材 : ±3%以内 混和材 : ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の 場合は±1%以内) 混和剤 : ±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合 :	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 :
				JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート内のモル タル量の偏差率 : 0.8% 以下 コンクリート内の粗骨 材量の偏差率 : 5%以下 圧縮強度の偏差率 : 7.5%以下 コンクリート内空気量 の偏差率 : 10%以下 コンシステンシー (スラ ンプ) の偏差率 : 15%以 下
連続ミキサの場合 :	コンクリート中のモル タル単位容積質量差 :				
土木学会規準 JSCE-I 502	0.8%以下 コンクリート中の単位 粗骨材量の差 : 5%以下 圧縮強度差 : 7.5%以下 空気量差 : 1%以下 スランプ差 : 3cm以下				

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<p>コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に 1 回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の $1/2$ 以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1 試験の測定回数は 3 回とする) 試験の判定は 3 回の測定値の平均値。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50 m^3 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50 m^3 以上の場合、50 m^3 ごとに 1 回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ 1 m 以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅 2.0 m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 1 回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて $20 \text{ m}^3 \sim 150 \text{ m}^3$ ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50 m^3 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50 m^3 以上の場合、50 m^3 ごとに 1 回の試験を行う。 <p>※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照</p>	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
16 吹付工	施 工	必 須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が 材令 28 日で設計強度以上とする。
		そ の 他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<p>吹付 1 日につき 1 回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で 28 日養生し、直径 50 mm のコアを切取りキャッピングを行う。原則として 1 回に 3 本とする。</p>	<p>・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50 m³未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50 m³以上の場合は、50 m³ごとに 1 回の試験を行う。</p> <p>※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照</p>	
<p>・荷卸し時 1 回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 m³～150 m³ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。</p>	<p>・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50 m³未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50 m³以上の場合は、50 m³ごとに 1 回の試験を行う。</p> <p>※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照</p>	
<p>品質に異常が認められた場合に行う。</p>		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
17 現場吹付法 砕工	材 料	必 須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成 14 年 7 月 31 日付け国官技第 112 号、国港環第 35 号、国空建第 78 号)」	同左
		そ の 他 (JIS マ ー ク 表 示 さ れ た レ デ イ ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5 以上 細骨材の吸水率： 3.5%以下 粗骨材の吸水率： 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が 58%以上の場合は 5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 3.0%以下)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
17 現場吹付法砕工	製造 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下

【技企第 1100 号 平成 27 年 7 月 1 日付 改定】

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
17 現場吹付法 砕工	施工	その他	スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ 5 cm 以上 8 cm 未満：許容差 ±1.5 cm スランプ 8 cm 以上 18 cm 以下：許容差 ±2.5 cm
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	設計図書による

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<p>荷卸し時 1 回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20~150 m³ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50 m³未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50 m³以上の場合は、50 m³ごとに 1 回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ 1 m 以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅 2.0 m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種) 	
<p>1 回 6 本吹付 1 日につき 1 回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で 7 日間及び 28 日間放置後、φ 5 cm のコアを切り取りキャッピングを行う。 1 回に 6 本(σ₇…3 本、σ₂₈…3 本)とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参考値：18N/mm²以上(材令 28 日) ・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50 m³未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50 m³以上の場合は、50 m³ごとに 1 回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照 	

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<p>コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に 1 回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1 / 2 以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1 試験の測定回数は 3 回) 試験の判定は 3 回の測定値の平均値。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50 m³未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50 m³以上の場合、50 m³ごとに 1 回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) 又は設計図書の規定により行う。 <p>※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照</p>	
<p>荷卸し時 1 回 / 日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 m³~150 m³ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50 m³未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50 m³以上の場合、50 m³ごとに 1 回の試験を行う。 <p>※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照</p>	

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<p>築堤は、1,000 m³に1回の割合、又は堤体延長 20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。</p> <p>1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 	
<p>築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 m²を標準とし、1日の施工面積が2,000 m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 500 m²未満：5点 500 m²以上1,000 m²未満：10点 1,000 m²以上2,000 m²未満：15点 	<ul style="list-style-type: none"> 最大粒径<100 mm の場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 	

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<p>築堤は、1,000 m³に1回の割合、または堤体延長 20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。</p>	<p>左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>	
<p>築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 m²を標準とし、1日の施工面積が2,000 m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500 m²未満：5点 ・500 m²以上1,000 m²未満：10点 ・1,000 m²以上2,000 m²未満：15点 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大粒径<100 mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 		
<p>含水比の変化が認められたとき。</p>		
<p>トラフィカビリティが悪いとき。</p>		

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
当初及び土質の変化時。		
1,000 m ³ に1回の割合、又は設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000 m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 m ² 未満：5点 ・500 m ² 以上1,000 m ² 未満：10点 ・1,000 m ² 以上2,000 m ² 未満：15点	<ul style="list-style-type: none"> ・最大粒径<100 mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 		
当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
22 捨石工	施 工	必 須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。
			岩石の吸水率	JIS A 5006	
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	
23 コンクリートダム	材 料 (JIS マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必 須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成 14 年 7 月 31 日付け国官技第 112 号、国港環第 35 号、国空建第 78 号)」	同左
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5 以上 吸水率：[2013 年制定] コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
23 コンクリートダム	材料 (JIS マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときには3.0%以下。 細骨材：7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書 C	懸濁物質の量： 2g/ℓ 以下 溶解性蒸発残留物の量： 1g/ℓ 以下 塩化物イオン量： 200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比： 材齢7及び28日で 90%以上

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
23 コンクリートダム	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308 附属書 C	塩化物イオン量： 200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、 終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上
	製造（プラント）（JIS マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
工事開始前及び工事中 1 回／年以上。		○
2 回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
1 回／日以上		○
<p>コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に 1 回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1 / 2 以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1 試験の測定回数は 3 回とする) 試験の判定は 3 回の測定値の平均値。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50 m³未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50 m³以上の場合、50 m³ごとに 1 回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) 又は設計図書の規定により行う。 <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ 1 m 以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅 2.0m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	

試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150 m³ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50 m³未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50 m³以上の場合は、50 m³ごとに 1 回の試験を行う。 <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ 1 m 以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅 2.0m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	
<p>1 回 3 ケ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1 ブロック 1 リフトのコンクリート量 500 m³未満の場合 1 ブロック 1 リフト 1 回の割で行う。なお、1 ブロック 1 リフトのコンクリート量が 150 m³以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2. 1 ブロック 1 リフトコンクリート量 500 m³以上の場合 1 ブロック 1 リフト 2 回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3. ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日 1 日につき 2 回の割で行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3 時間に 1 回の割合で行う。 		
<p>1 回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。</p>		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
24 覆工 コンクリート (NATM)	材 料 (JIS マーク表示されたレ ディミクストコンクリ ートを使用する場合は 除く)	そ の 他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (た だし、粒形判定実績率 が58%以上の場合は 5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0% 以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (た だし、すりへり作用を 受ける場合は5.0% 以下) スラグ細骨材 7.0% 以下 (ただし、すりへ り作用を受ける場合 は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0% 以下 (ただし、すりへ り作用を受ける場合 は3.0%以下)
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。 濃い場合でも圧縮強 度が90%以上の場合 は使用できる。
			モルタルの圧縮強度に よる砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の 試験	JIS A 1137	細骨材 : 1.0%以下 粗骨材 : 0.25%以下

試験基準	摘 要	試験成績表等 による確認
工事開始前、工事中 1 回／年以上及び産地 が変わった場合。ただし、砂利の場合は、 工事開始前、工事中 1 回／月以上及び産地 が変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回／月以上及び産地 が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中 1 回／週以上)		○
工事開始前、工事中 1 回／年以上及び産地 が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機 不純物を含む細骨材のモルタル圧縮 強度による試験方法」による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が 標準色液の色より濃い場合。		○
工事開始前、工事中 1 回／月以上及び産地 が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
24 覆工 コンクリート (NATM)	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308 附属書 C	塩化物イオン量： 200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で 90%以上
	製造 (プラント) (JIS マーク表示されたレディミクスト コンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
24 覆工 コンクリート (NATM)	製造 (プラント) <small>(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)</small>	その他	連続ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	
	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5 cm 以上 8 cm 未満：許容差±1.5 cm スランプ 8 cm 以上 18 cm 以下：許容差±2.5 cm

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
工事開始前及び工事中 1 回／年以上。		○
2 回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
1 回／日以上		○
<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷卸し時 1 回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 m³～150 m³ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 		

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 ・1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150 m³ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき 6 個 (σ_7・・・3 個、σ_{28}・・・3 個) とする。 		
<p>コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に 1 回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1 / 2 以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1 試験の測定回数は 3 回とする) 試験の判定は 3 回の測定値の平均値。</p>	<p>骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) 又は設計図書の規定により行う。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 ・1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 m³～150 m³ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 		
<p>品質に異常が認められた場合に行う。</p>		
<p>1 回 品質に異常が認められた場合に行う。</p>		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
25 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成 14 年 7 月 31 日付け国官技第 112 号、国港環第 35 号、国空建第 78 号)」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成 14 年 7 月 31 日付け国官技第 112 号、国港環第 35 号、国空建第 78 号)」
		その他 (JIS マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5 以上 細骨材の吸水率： 3.5%以下 粗骨材の吸水率： 3.0%以下
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が 58%以上の場合は 5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 3.0%以下)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
25 吹付けコンクリート (N A T M)	材 料	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308 附属書 C	塩化物イオン量： 200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、 終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上
	製造 (プラント) (JIS マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水 : ± 1 % 以内 セメント : ± 1 % 以内 骨 材 : ± 3 % 以内 混 和 材 : ± 2 % 以内 (高炉スラグ微粉末の場合は ± 1 % 以内) 混 和 剤 : ± 3 % 以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8% 以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5% 以下 圧縮強度の偏差率：7.5% 以下 コンクリート内空気量の偏差率：10% 以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15% 以下

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
25 吹付けコンクリート (NATM)	製造 (プラント) (JIS マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3 kg/m ³ 以下
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	1 回の試験結果は指定した呼び強度の 85%以上であること。 3 回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1 回の試験結果は、3 個の供試体の試験値の平均値)

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 ・1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150 m³ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 ・1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150 m³ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 		
品質に異常が認められた場合に行う。		
材質は製造会社の試験による。		○
<ol style="list-style-type: none"> 1) 施工開始前に 1 回 2) 施工中は、トンネル施工延長 50m ごとに 1 回 3) 製造工場又は品質の変更があるごとに 1 回 		
<ol style="list-style-type: none"> 1) 施工開始前に 1 回 2) 施工中又は必要の都度 3) 製造工場又は品質の変更があるごとに 1 回 		
掘削の初期段階は 20m ごとに、その後は 50m ごとに実施、1 断面当たり 3 本均等に行う（ただし、坑口部では両側壁各 1 本）。		

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<ul style="list-style-type: none"> ・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の 94%以上(再アス処理の場合は基準密度の 93%以上) を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10 個の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・ 1 工事あたり 3,000 m²を超える場合は、10,000 m²以下を 1 ロットとし、1 ロットあたり 10 個 (10 孔) で測定する。 <p>(例) 3,001~10,000 m² : 10 個 10,001 m²以上の場合、10,000 m²毎に 10 個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば 12,000 m²の場合 : 6,000 m² / 1 ロット毎に 10 個、合計 20 個 なお、1 工事あたり 3,000 m²以下の場合(維持工事を除く)は、1 工事あたり 3 個 (3 孔) 以上で測定する。</p>		
<p>現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。</p>		○
<p>JIS による</p>	<p>試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。</p>	